

河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会資料
第2回委員会（合同） 平成19年10月18日

第2回利用部会 追加説明資料

河川利用に関する保険の現状について

1. 一般的な野外活動において必要とされている保険

< 傷害保険 >

参加者が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたり死亡した様な場合

< 賠償保険 >

主催者の管理の不備、監督不行き届き、設営のミス等により参加者やその他の第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った時

2. 河川体験活動で活用されている保険

活動内容	保険内容	備考
リスクが小さい活動 水質調査、水辺の生物調査（ガサガサ）及び静穏域でのカヌーやボート競技 等	傷害保険 賠償保険	・リスクが少ないイベントに対しては、既存のレクリエーション傷害保険と賠償保険にて対応
ややリスクは大きい、指導者を配置している活動 川流れやカヌー、ラフティング 等	Cone 野外活動保険（RAC 保険） 傷害保険 + 賠償保険のセット 年間契約	RAC 加入団体が対象 ・団体が主催で自然体験指導者が指導する全ての事業参加者が対象 ・現地へ向う往路及び宿泊先での事故も対象 RAC 会員以外 ・リスク判断は代理店に委ねられ、扱われない場合も想定される。
リスクが大きい活動 いかだ下り、ラフティング等	賠償保険が対象外	リスクが大きい空を飛ぶもの（パラグライダー、スカイダイビング等）は現在は加入できないようになってきている。 ラフティングや激流でのカヌー等も、リスクの判断が難しく、扱う代理店は少ないと思われる。

3. 一般的な保険の例

(1) 傷害保険

1) 活動の種類と保険料・保険金額

	活動例	保険料	保険金額
A	アーチェリー、歩こう会、いちご狩、イモ堀、エアロビクスダンス、遠足（日帰り）、園児の遊技会、お花見、オリエンテーリング、カーリング、 <u>海水浴</u> 、教会（日曜学校）、きのこ狩、弓道大会、栗拾い、ゲートボール、校庭・プール清掃、さくらんぼ狩、サッカー教室（試合は除く）、潮干狩、ジャズダンス、写生大会、柔軟体操、 <u>水泳教室</u> 、 <u>水泳大会</u> 、スカッシュ、ストレッチ体操、体力テスト、ソフトボール大会、太極拳、タケノコ狩、凧揚げ（子供等が行う通常のもの）、卓球大会、ダンスパーティー、町内清掃、釣堀での釣、庭球大会（軟式・硬式）、灯籠流し、ドッジボール、梨狩、なわとび教室、花火大会（市販の手持ち花火程度）、バーベキュー、ハイキング、バドミントン大会、バレーボール、盆踊り、みかん狩、メーデー行進、もちつき、ヨガ、ラジオ体操、リンゴ狩、民謡大会、料理教室	100 円	死亡・後遺障害：2350 万円 入院日額：6000 円 通院日額：3000 円
B	ウィンドサーフィン、運動会、キックベースボール、キャンプ（日帰り）、競歩、クレー射撃、剣道大会、サイクリング、サイクルオリエンテーリング大会、駅伝競技大会、重量挙げ、ジョギング、スケート教室、体操競技大会、トランポリン、なぎなた、軟式野球大会（準硬式を含む）、防災・避難訓練（市民、学童が行う程度のもの）、馬術、バスケットボール、ハンドボール、フィールドアルレチック、フェンシング大会、ボディビル、マラソン大会、ミニバスケットボール、 <u>ヨット教室</u> 、ライフル射撃、ラケットベースボール、陸上競技、ローラースケート大会、 <u>魚釣り（船使用は不可）</u>	250 円	死亡・後遺障害：850 万円 入院日額：6000 円 通院日額：3000 円
C	合気道、アメリカンフットボール大会、居合道、 <u>カヌー競技</u> 、空手、硬式野球大会、サーフィン、サッカー、スキー大会、柔道大会、少林寺拳法、水上スキー、相撲、ホッケー大会、ラグビー大会、ラグビー、フットボール、レスリング大会、 <u>レガッタ競技</u>	500 円	死亡・後遺障害：849 万円 入院日額：6000 円 通院日額：3000 円

1名1日あたりの保険料

2) 支払いの条件

活動に参加中（活動に参加するため所定の集合地で責任者の管理下に入ったときから、所定の解散地で解散するまでの間）に急激かつ偶然な外来の事故によって怪我等が発生した場合。

3) 保険金額の種類

- ・死亡保険金
- ・後遺障害保険金
- ・入院保険金
- ・手術保険金
- ・通院保険金

4) 支払えない場合

- ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意による事故
- ・自殺行為、犯罪行為、または闘争行為による事故
- ・地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱（テロ以外）による事故
- ・原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症等）または腰痛で他自覚症状がないもの
- ・疾病、脳疾患、心神喪失による事故

(2) 賠償責任保険

1) 保険料・保険金額

例) 保険金額（対人のみ）

1名 3,000万円

1事故 1億円

活動への延べ参加人数	保険料
250人以下	20円×延べ参加人数
251～500人	12円×延べ参加人数 + 2,000円
501～1,000人	8円×延べ参加人数 + 4,000円
1,001～1,500人	5円×延べ参加人数 + 7,000円
1,501人以上	3円×延べ参加人数 + 10,000円

傷害保険リスク区分A・Bの場合

リスク区分Cの場合は照会が必要

賠償責任保険の対象にできるかは、活動内容に寄る

2) 支払いの条件

行事遂行に起因して参加者等の第3者が怪我をし、行事主催者が法律上の賠償責任

を負担しなければならない場合。

3) 保険金額の用途

契約時に設定した保険金額を限度に、損害賠償金（治療費等）、緊急措置費用、訴訟費用など。

4) 支払えない場合

- ・ 行事責任者に法律上の賠償責任がない事故
- ・ 行事参加者の故意による事故
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災による事故
- ・ 戦争、変乱、暴動などによって生じた事故

4 . CONE ・ RAC 保険制度

CONE（NPO 自然体験活動推進協議会）の構成団体である RAC は、CONE が確立した野外体験活動における総合災害保障制度の適用を受けることができる。万が一の事態に備え、RAC の主催する事業や RAC 会員団体は傷害保険に加え賠償保険に加入することができる。

1) 保険料・保険金額

< 傷害保険の例 >

	活動内容	保険料 ¹	保険金額 ²
A	磯遊び、オリエンテーリング、自然観察、スキューバダイビング、田植え、粘土細工、ハイキング、飯ごう炊飯、木工教室、森林浴、紅葉狩り、マスゲーム、動物と親しむ、沢登りなど	57 円	死亡保険：1,000 万円 入院日額：10,000 円 手術保険：入院日額×10・20・40 倍 通院日額：6,000 円 救援者費用 ³ ：100 万円
B	アスレチック、フィールドアスレチック、ウィンドサーフィン、サイクリング、魚釣り（船を利用するもの）、防災訓練など	289 円	
C	カヌー、カヤック、ラフティング、スキニ、スノーボード、サーフィン、ツリークライミングなど	577 円	
該当無	いかだ下り、ハンググライダー、ワンダーフォーゲル、下草刈、枝払い、岩登り、熱気球搭乗、パラセーリング、スキューバダイビングなど	-	

1：1名1日あたりの保険料

2：契約タイプにより設定

< 賠償保険 >

- ・対人賠償：1名1億円、1事故2億円限度
- ・対物賠償：1事故1000万円限度
- ・受託物：1事故100万円限度

2) 支払いの条件

< 傷害保険 >

- ・参加者が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたり死亡した様な場合

< 賠償保険 >

- ・主催者の管理の不備、監督不行き届き、設営のミス等により参加者やその他の第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った時

3) 保険金額の種類と用途

< 傷害保険 >

死亡・後遺障害保険金 / 入院保険金 / 手術保険金 / 通院保険金 / 救援者費用

内容は、通常の傷害保険に順ずる。

救援者費用：宿泊を伴う場合、旅行工程中に急激かつ偶然な外来の事故によって緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが、警察等の公的機関により確認された場合。(捜索救助費用、交通費、宿泊費、移動費用、等)

< 賠償保険 >

損害賠償金 / 起訴費用 / 損害防止軽減費用(緊急措置に要した費用)

内容は通常の賠償保険に順ずる。

4) 支払えない場合

< 傷害保険 >

- ・けんかや自殺・犯罪行為による怪我
- ・地震、噴火またはこれらによる津波による怪我
- ・リュージュ、ポブスレー、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の怪我等

< 賠償保険 >

- ・地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災による損害
- ・故意、戦争、変乱、暴動等による損害

5 . 保険会社へのヒアリング

- ・賠償責任保険は、基本的にオーダーメイドであり、プログラムの内容によって保険料率が異なり、加入できない場合もある。その判断は、本社で行っている。
- ・ラフティングや激流でのカヌー等は、リスクの判断が難しく、なかなか扱う代理店は少ないと思われる。
- ・水のレジャーは最近増えつつあり、静水域でのカヌー等は事故も少ないことから、優良な商品である。
- ・いわゆるレジャー保険（傷害保険＋賠償保険）は、最近は充実しており、普通に環境教育（生き物調べや水質調査等）であれば、レジャー保険で対応できると思う。
- ・保険は、料率と支払いの関係で商品化できるかどうかであり、現在保険商品になっても、事故（支払い）が増えれば料率は上がるし商品から削ることもあれば、逆に事故（支払い）が減れば、優良商品として普通に扱うようになる。

6 . まとめ

多くの市民団体等が行っている河川環境教育の活動内容は、水質調査、魚などの水生生物調査、Eボートなどである。これらの活動であれば、各保険会社のレジャー保険（傷害保険、賠償保険）で活動をカバーできる。

さらに、川流れや急流でのカヌーなどをよりリスクの大きな活動を行う場合は、RAC保険に加入することにより、いかだ下りなどを除けば、ほとんどの活動が保険の対象となる。

一方、RACに加入していない団体や営業等でラフティング、激流カヌーなどの活動を行う場合の保険加入の可否は、各保険会社の判断に委ねられるが、保険対象外としている会社が多いようである。